

茨城県

合併処理浄化槽処理水の 放流について

合併処理浄化槽による処理水を知事管理国道及び県道の側溝への放流を許可するには、以下の条件があります。

1 対象地域

下水道法第4条第1項の認可を受けた地域以外の地域であること(市町村長の証明書を要します)。道路側溝以外に普通河川等の流末を形成する施設がないこと。

2 対象浄化槽

戸建専用住宅に設置される浄化槽のうち、し尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有するもの。(10人槽まで可)

3 放流の期間

放流を認める期間は、道路管理上支障がないと認められる間、または公共下水道等の家庭からの排水を処理する施設が整備されるまでの間とします。

上記取付管に係る道路占用料については、全額免除です。

ただし、占用の許可期間は5年間とします。更新手続が必要です。

法第2号物件

排水管（合併浄化槽処理水の取付管）

（方針）

公益上やむを得ない場合で、次の各項すべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 下水道法第4条第1項の認可を受けた地域又は農業集落排水事業区域（以下、「事業区域」という。）以外の地域であり、かつ道路側溝以外に普通河川等の流末を形成する施設がない地域であること。ただし、事業区域であっても、近い将来整備される見込みがない場合には、下水道が供用開始されるまでの期間に限り認めることができる。
- 2 次に該当する浄化槽である場合
 - （1）原則として個人住宅に設置される浄化槽のうち、し尿の雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を併せて処理する合併浄化槽とする。個人住宅とは、一戸建て（1戸が独立した住宅であって、持家、借家を問わない）をいう。また、合併浄化槽の大きさは10人槽以下とする。
 - （2）生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するもの。
 - （3）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定に適合しているものであること。ただし、茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年12月21日条例第56号）第21条の6に該当する場合には、高度処理型浄化槽であること。
 - （4）排水管等の接続が、道路管理上支障ないこと。
 - （5）設置された浄化槽は、使用が廃止されるまでの間、関係法令に基づき適正に維持管理されるものであること。

（位置）

- 1 原則として民地側に設置されている道路側溝（図⑥及び⑦）及び歩道等に埋設されている排水管渠（図⑧）で、側溝断面が300ミリメートル×300ミリメートル相当以上及び流末が確保されている側溝であり、かつ、側溝断面に余裕がある道路側溝に接続するものとする。（断面不足の場合は、24条の承認工事により原因者に改築費用を負担させて断面確保を行うことも可能）

※「300ミリメートル×300ミリメートル」を基準としているのは、断面が300mm×300mm、最小勾配が0.2%、の側溝に対して、個人住宅からの排水量標準値200～250リットル／人・日のピーク時60%で流量計算を行い、排水が可能であるとの判断によるものである。
- 2 道路を横断しての接続は認めない。
- 3 将来の道路計画が明らかな個所においては、将来計画との調整を図り手戻りのないような位置とする。

様式第1号 (第3条, 第4条第1項及び第5条第1項関係)

道路占用

許可申請
協議書

新	更	変	第	号
規	新	更	年	月
			年	月
			日	日

茨城県知事 殿

〒
住 所
氏 名
担当者
電話番号
電子メールアドレス

道路法

第32条
第35条

の規定により

許可を申請
協議

 します。

占用の目的	合併処理浄化槽処理水放流管布設			
占用の場所	路 線 名	車道・歩道・その他		
	場 所			
占用物件	名 称	規 模	数	量
	放流管	φ mm	L =	m
占用の期間	許可日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造	
工事の時期	許可日から 年 月 日まで	間	工事实施 の 方 法	
道 路 の 復 旧 方 法	原状復旧	添 付 書 類	位置図、平面・横断図、配置図、誓約書、証明書、認定書(写)・仕様書及び図面、写真、公図	
備考				

記載要項

- 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|---|---|---|
| 新 | 更 | 変 |
| 規 | 新 | 更 |

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

合併浄化槽放流管布設 チェック

必須条件：①個人住宅②下水道、農集認可区域外の証明があるか③雨水管、水路はないか。

④側溝のサイズ（300×300以上）⑤住む人の申請

★平面図、横断図、位置図、写真（放流先、官民境界を赤で示す 家があるなら家の写真も）

1. 区域外証明書
2. 誓約書
3. 公図
4. 認定書（国土交通大臣）
5. 型式適合認定書
6. 型式適合認定書添付図面
7. 登記簿（申請者と違う場合は契約書の写し等を添付）土地と建物両方
建物の持ち主と申請者は同一となる。事務所兼住宅、貸家は許可できない。
分譲住宅は住む人の申請のみ。
8. 委任状
9. 部屋の配置
10. 合併浄化槽の位置、建物の位置が分かる平面図（合流でないことを確認）

証 明 願

年 月 日

申 請 者

住 所

氏 名

浄化槽の設置場所 _____ について

下記のことを証明願います。

- 1 下水道法第4条第1項の認可を受けた区域及び農業集落排水事業計画区域以外の地域。
- 2 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道認可区域内の地域。
- 3 農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない農業集落排水事業計画区域内の地域。

(該当する番号を○で囲むこと。)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市長村長

印

放流水の水質確保に関する誓約書

令和 年 月 日

茨城県水戸土木事務所長 殿

浄化槽設置者

住所

氏 名 印

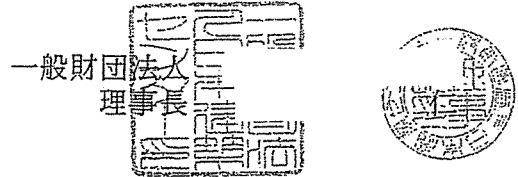
浄化槽放流水の道路側溝への放流のための取付管の設置に関して、以下のことを誓約します。

- 1 取付管の設置に際しては、道路管理上支障のない方法で設置すること。
- 2 浄化槽法で定められた定期検査については、確実に履行すること。
- 3 放流水の水質等に関して市町村、保健所又は道路管理者から指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じること。
- 4 放流水に起因する各種の問題が生じたときは、私の責任において解決すること。
- 5 放流水の水質が、占用許可条件に定められた基準を維持できない場合は、道路側溝への放流を中止すること。
- 6 下水道が完備した場合は、速やかに接続すること。

型式適合認定書

BCJ 基型-
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽

3. 認定した型式の内容

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

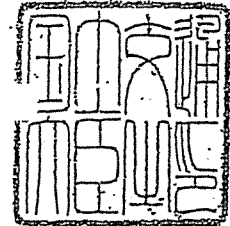


認定書

国住指第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

株式会社
代表取締役社長 様

国土交通大臣

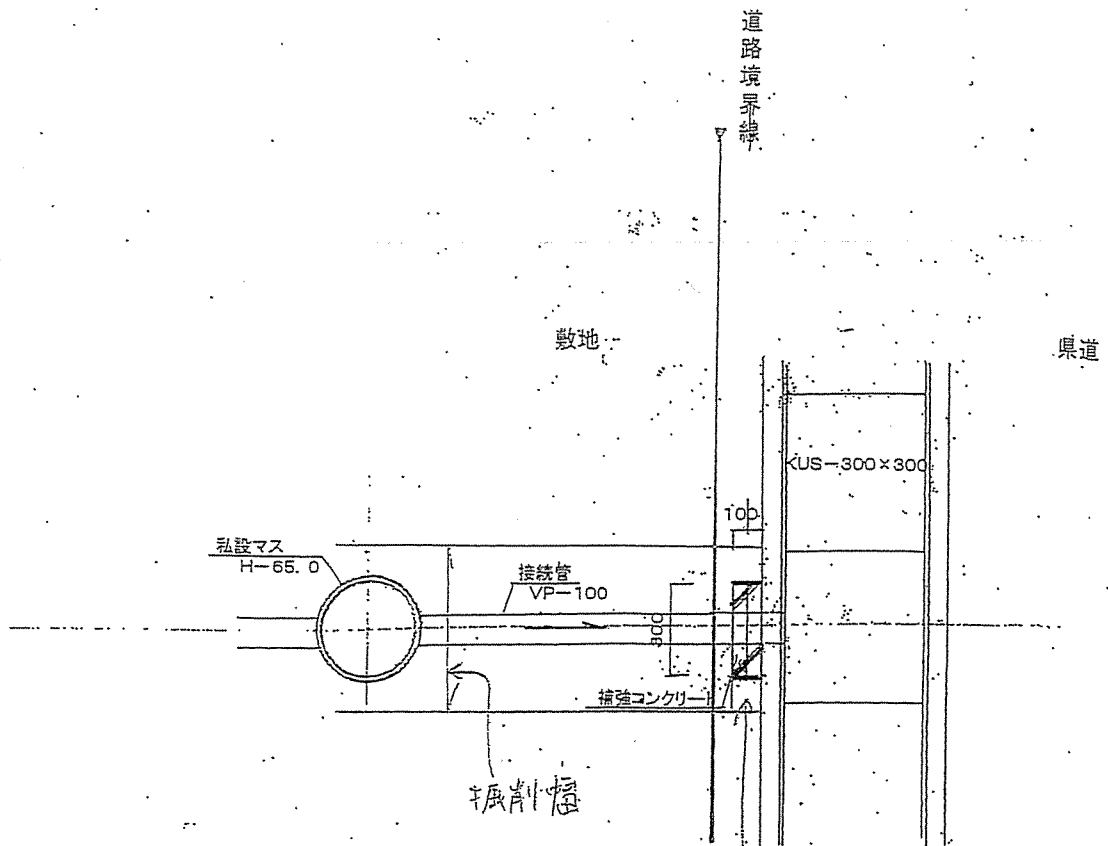


下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号 _____
2. 認定をした構造方法等の名称 _____
3. 認定をした構造方法等の内容
別添のとおり

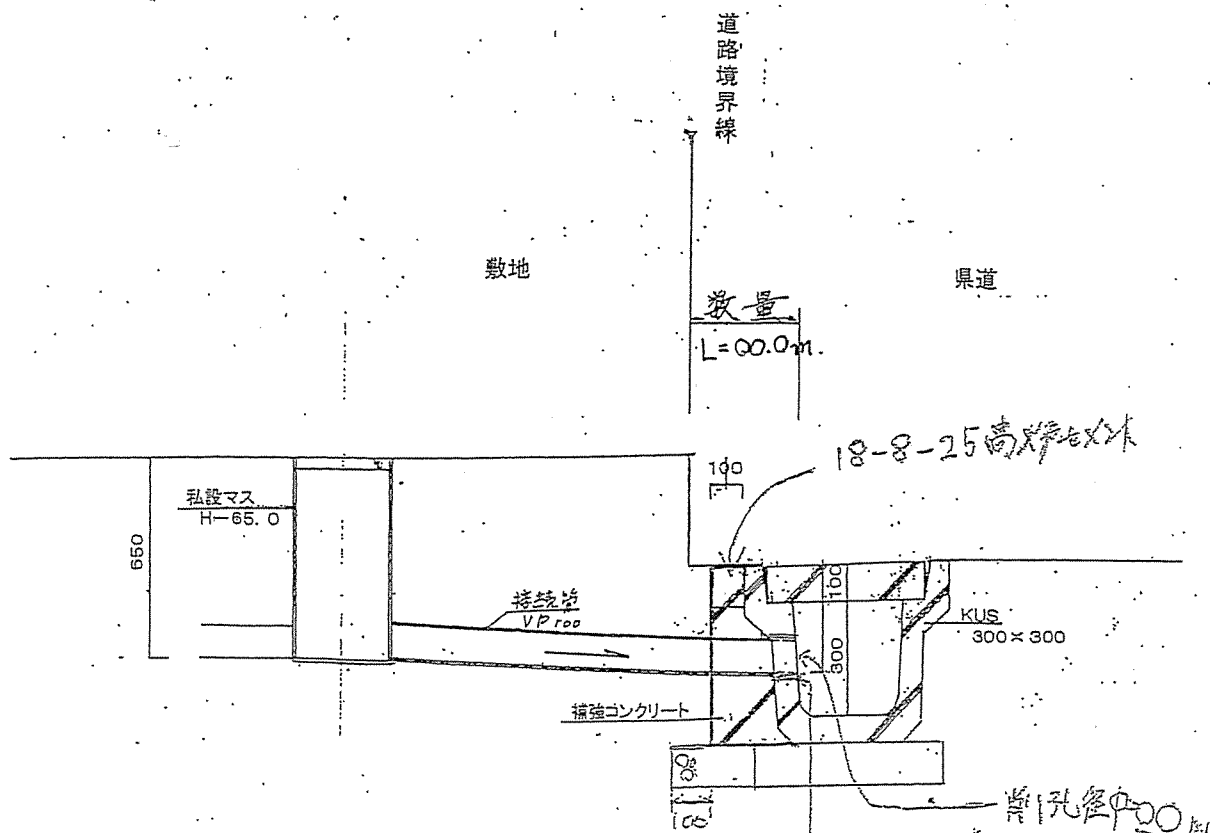
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。



接続平面図

S = 1:25

啓生工理辰

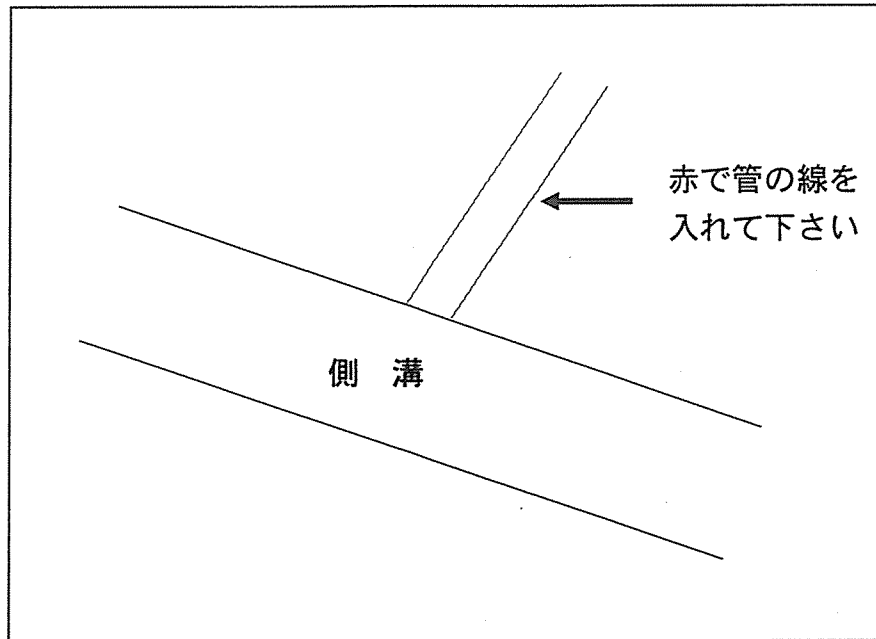


接続断面図

S = 1:25

記入
＜25m

写真添付



(接続箇所がわかるように撮影して下さい)

